

法人設立・事務所等開設申告書 記載要領

- 1 ~~この申告書は1枚目は提出用に、2枚目は控用になっています。提出用及び控用は、そのまま複写で記載できます。なお、「法人番号」欄には、国税庁より通知される13桁の法人番号を記載してください。~~
- 2 この申告書は、新たに法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。）を設立した場合、又は事務所等を開設した場合に、設立又は開設の日から2月以内に大阪市長へ提出してください。
- 3 ※印欄は、記載しないでください。
- 4 個人の方は①～⑦の欄は、記載しないでください。
- 5 「本店所在地」欄は、法人にあっては登記事項証明書等に記載されている本店又は主たる事務所等の所在地を、個人にあっては住所を記載してください。
- 6 「法人名」欄は、法人等の名称を記載してください。
- 7 「個人事業の場合の事業主氏名」欄は、個人事業に係る事業主の氏名を記載してください。
- 8 「代表者」の各欄は、法人を代表する者の「住所」及び「氏名」を記載してください。
- 9 「法人を設立・事務所等を開設」はそれぞれの区分に応じ、該当するものを○で囲んでください。
- 10 「法人設立年月日①」欄は、設立の登記によって成立する法人にあっては、設立の登記をした日を、行政官庁の認可又は許可によって成立する法人にあっては、その認可又は許可の日を記載してください。
- 11 「事業種目」欄は、事業の種類を具体的に記載してください。なお、2以上の事業を行う場合には主たる事業の種類を記載してください。
- 12 「事業年度又は連結事業年度②」欄は、営業年度等の法人税法上の事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- 13 「法人税の申告期限の延長の処分の有無③」欄は、法人税法第75条の2第1項の規定によって確定申告書の提出期限が延長されている法人にあっては「有」を、そうでない法人にあっては「無」を○で囲んでください。
- 14 「法人税における連結納税の承認の有無④」欄は、法人税法第4条の3第1項の規定によって連結納税の承認を受けた法人にあっては「有」を、そうでない法人にあっては「無」を○で囲んでください。
- 15 「資本金の額又は出資金の額⑤」欄には、資本金の額又は出資金の額を、「資本金等の額又は連結個別資本金等の額⑥」欄には、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）をそれぞれ記載してください。
- 16 「単独法人又は2以上の市町村に事務所等を有する法人の区分⑦」欄は、大阪市内にのみ事務所等を有する法人にあっては「単独法人」を、大阪市以外の市町村にも事務所等を有する法人にあっては「2以上の市町村に事務所等を有する法人」を○で囲んでください。
- 17 「収益事業の有無」欄は、収益事業を営む法人にあっては「有」を、そうでない法人にあっては「無」を○で囲んでください。
- 18 「所轄税務署」欄は、法人にあっては法人税の納税地を所轄する税務署名を、個人にあっては所得税を申告をする税務署名を記載してください。
- 19 「新たに開設する事務所等」の各欄には、新たに開設する事務所等の「所在地」、「名称」及び「開設年月日」を記載してください。
- 20 「大阪市内の主たる事務所等」の各欄には、大阪市内に2以上の事務所等を有する場合、大阪市内の主たる事務所等の「所在地」及び「名称」を記載してください。
- 21 「給与事務取扱場所」の各欄には、所得税の源泉徴収をしている事務所等の「所在地」及び「名称」を記載してください。
- 22 「従業者数」の各欄は、次のように記載してください。
 - (1) 「総数」欄には、法人を設立又は事務所等を開設した日現在の当該法人の全従業者数（ ）内には全従業者のうち大阪市居住の従業者数を記載してください。
 - (2) 「左のうち大阪市内の事務所等分」欄には、上記のうち大阪市内の事務所等の従業者数の合計数
 - (3) 「左のうち事務所等開設区内の事務所等分」欄には、上記のうち事務所等開設区内事務所等の従業者数の合計数
- 23 「新設事務所等に係る事業所用家屋の所有者」の各欄には、新設事務所等に係る事業所用家屋の所有者の「住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）」及び「氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）」を記載してください。
- 24 「新設事務所等に係る事業所床面積」の各欄は、次のように記載してください。
 - (1) 「専用部分」欄には、新設事務所等に係る専用床面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください。なお、(2)及び(3)においても同様とします。）
 - (2) 「共用部分」欄には、新設事務所等に係る共用床面積
 - (3) 「計」欄には、(1)及び(2)の合計床面積なお、新設事務所等に係る事業所用家屋の全部を専用している場合は、「計」欄のみ記載してください。
- 25 「本市内において事務所等を移転した場合の旧所在地」欄は、大阪市内で事務所等を移転した場合の「旧所在地」を記載し、移転前の事務所等を継続して有する場合は「継続」を、廃止する場合は「廃止」を○で囲んでください。
- 26 「備考」欄には、その他参考となる事項を記載してください。
- 27 「法人組織としたため個人の事業を廃止した日」欄は、法人の設立が個人事業の廃止による場合にその廃止年月日を記載してください。
- 28 この申告書を提出した後において申告事項に異動を生じたときは、速やかに「法人・事務所等異動届」によりその旨を申告してください。